

議案第237号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	146,100	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	147,200	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	148,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	149,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	150,500	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	151,900	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	153,200	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	154,500	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	155,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	157,300	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	158,800	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	160,400	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700

13	155,800	161,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
14	157,300	163,200	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
15	158,800	164,700	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
16	160,400	166,200	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
17	161,700	167,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
18	163,200	170,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
19	164,700	172,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
20	166,200	175,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
21	167,600	178,200	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
22	170,300	179,900	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
23	172,900	181,600	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
24	175,500	183,300	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
25	178,200	184,800	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	179,900	186,600	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27	181,600	188,400	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	183,300	190,100	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	184,800	191,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	193,500	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	195,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	197,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	198,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	200,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	202,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	204,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	205,800	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	207,600	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	209,400	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	211,200	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	212,600	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	214,400	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	216,100	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	217,900	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	219,600	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	221,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	222,900	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	224,500	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	226,000	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	227,700	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	229,300	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	230,900	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	232,200	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	233,700	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	235,100	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	236,400	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	237,700	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	238,900	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	239,900	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	241,100	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
61	223,900	242,400	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	243,600	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	244,800	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	246,100	326,500	365,800	382,100	403,900			

65	227,300	247,000	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	248,400	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	249,800	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	251,300	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	252,700	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	254,100	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	255,500	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	256,800	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	258,000	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	259,300	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	260,700	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	262,000	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	263,300	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	264,400	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	265,700	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	267,000	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	268,000	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	269,100	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	270,400	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	271,700	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	272,800	338,300	376,900	390,200	409,400
86		273,800	338,700	377,400	390,500	
87		274,800	339,200	377,800	390,800	
88		275,900	339,600	378,200	391,000	
89		277,100	339,900	378,600	391,200	
90		278,100	340,300	379,100	391,500	
91		279,000	340,800	379,500	391,800	
92		280,000	341,200	379,900	392,000	
93		280,700	341,400	380,200	392,200	
94		281,600	341,800			
95		282,300	342,300			
96		283,200	342,700			
97		284,200	342,800			
98		285,000	343,300			
99		285,800	343,700			
100		286,600	344,000			
101		287,400	344,300			
102		287,900	344,700			
103		288,300	345,100			
104		288,800	345,500			
105		288,900	346,000			
106		289,300	346,400			
107		289,500	346,800			
108		289,900	347,200			
109		290,100	347,700			
110		290,300	348,100			
111		290,700	348,400			
112		291,000	348,700			
113		291,300	349,200			
114		291,600				
115		291,900				

	116		292,300							
	117		292,600							
	118		293,000							
	119		293,300							
	120		293,700							
	121		293,800							
	122		294,000							
	123		294,400							
	124		294,800							
	125		295,000							
再任用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400

	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	

	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000

25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		

	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、部長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「部長級職員」という。）に対しては、支給しない。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（次長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「次長級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条の2第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族がない」を「部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「（部長級職員にあつて

は、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある部長級職員が部長級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある次長級職員が次長級職員及び部長級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で部長級職員以外のものが部長級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で次長級職員及び部長級職員以外のものが次長級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第9条第1項ただし書及び第9条の2第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（次長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「次長級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新た

に職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び部長級職員に扶養親

「(2) 扶養

族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、(3) 扶養

(4) 扶養

親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養する場合を除く。）

する場合を除く。）

親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（部長級職員にあつ

」

ては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶

養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第9条第1項ただし書及び第9条の2第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（次長の職（これに相当する職を含む。）にある職員（以下「次長級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で

同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第9条第1項ただし書並びに第9条の2第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「次長の職（これに）」とあるのは「部長又は次長の職（これらに）」と、「次長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び部長級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、部長級職員から部長級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、部長級職員以外の職員から部長級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が部長級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（部長級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「次長級職員が次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員が部次長級職員」と、同項第6号中「次長級職員及び部長級職員」とあるのは「部次長級職員」と、「が次長級職員」とあるのは「が部次長級職員」とする。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 12 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 この条例において「一般職員」とは、大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号。以下「一般職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。

第 14 条を削り、第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（扶養手当等）

第 13 条 職員には、一般職員の例により、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、指導主事には、一般職員の例により、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職手当を支給する。

本則に次の 1 条を加える。

（準用）

第 15 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、職員が受ける給与については、一般職員給与条例第 11 条、第 12 条、第 17 条の 2、第 22 条（第 2 項については、指導主事に限る。）及び第 23 条の 2 の規定を準用する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000
	2	156,700	173,200	291,600
	3	158,200	175,300	294,500
	4	159,700	177,500	297,000
	5	161,400	179,500	299,500
	6	163,300	181,700	301,900
	7	165,100	183,900	304,200
	8	166,900	186,100	306,600
	9	168,700	188,400	309,000
	10	170,800	191,200	311,600
	11	172,800	193,900	314,300
	12	174,800	196,600	317,200
	13	176,800	199,500	319,700
	14	179,000	201,200	321,700
	15	181,200	202,900	323,700
	16	183,400	204,600	326,000
	17	185,700	206,400	328,200
	18	188,300	208,100	330,400
	19	190,800	209,800	332,700
	20	193,300	211,400	334,800
	21	195,800	213,200	337,100
	22	197,500	215,100	339,300
	23	199,200	217,000	341,600
	24	200,900	218,900	343,900
	25	202,400	220,600	345,800
	26	204,000	222,600	347,600
	27	205,600	224,600	349,500
	28	207,100	226,600	351,400
	29	208,800	228,500	353,200
	30	210,500	231,200	355,000
	31	212,200	233,900	356,700
	32	213,900	236,600	358,600
	33	215,400	239,200	360,200
	34	217,100	242,000	361,900
	35	218,800	244,600	363,600
	36	220,500	247,300	365,400

	37	222,000	249,800	367,300
	38	223,700	252,300	368,800
	39	225,400	254,800	370,300
	40	227,100	257,100	371,900
	41	228,700	259,800	373,100
	42	230,400	262,200	374,500
	43	232,000	264,400	375,900
	44	233,600	266,600	377,400
	45	235,300	268,800	378,900
	46	236,800	271,000	380,500
	47	238,200	273,200	382,100
	48	239,600	275,200	383,600
	49	241,000	277,500	385,000
	50	242,400	279,500	386,500
	51	243,900	281,400	388,000
	52	245,100	283,400	389,400
	53	246,200	285,200	390,600
	54	247,600	287,600	391,900
	55	248,800	289,900	393,000
	56	250,000	292,400	394,100
	57	251,200	294,500	395,500
	58	252,400	297,000	396,700
	59	253,500	299,300	397,900
	60	254,700	302,000	399,200
	61	256,100	304,400	400,400
	62	257,300	306,800	401,400
	63	258,500	309,300	402,800
	64	259,400	311,600	404,100
	65	260,400	313,900	405,300
	66	261,800	316,100	406,400
	67	263,200	318,200	407,600
	68	264,700	320,400	408,700
	69	266,300	322,600	409,700
	70	267,800	324,700	410,900
	71	269,300	326,900	412,100
	72	270,700	328,900	413,300
	73	271,800	331,000	413,900
	74	273,000	333,100	414,700
	75	274,300	335,300	415,400
	76	275,500	337,500	415,900

	77	276,900	339,300	416,200
	78	278,000	341,200	416,600
	79	279,200	343,100	417,000
	80	280,400	344,900	417,400
	81	281,600	346,700	417,700
	82	282,500	348,500	418,100
	83	283,700	350,100	418,500
	84	284,900	351,900	418,800
	85	285,900	353,200	419,100
	86	286,800	354,800	419,500
	87	287,700	356,300	419,900
	88	288,700	357,800	420,200
	89	289,800	359,200	420,500
	90	290,700	360,500	420,800
	91	291,600	361,900	421,100
	92	292,500	363,300	421,300
	93	292,900	364,800	421,500
	94	293,600	366,100	
	95	294,300	367,400	
	96	295,100	368,600	
	97	295,900	369,600	
	98	296,700	370,600	
	99	297,500	371,600	
	100	298,200	372,600	
	101	299,100	373,500	
	102	299,600	374,500	
	103	300,100	375,500	
	104	300,600	376,500	
	105	300,800	377,300	
	106	301,200	378,200	
	107	301,500	379,100	
	108	301,700	380,100	
	109	301,900	380,900	
	110	302,100	381,900	
	111	302,400	382,900	
	112	302,700	383,900	
	113	302,900	384,500	
	114	303,100	385,400	
	115	303,300	386,300	
	116	303,600	387,200	

	117	303,900	388,000
	118	304,200	388,700
	119	304,500	389,500
	120	304,800	390,300
	121	304,900	390,900
	122	305,100	391,700
	123	305,400	392,400
	124	305,700	393,100
	125	305,900	393,700
	126		394,400
	127		394,900
	128		395,500
	129		396,200
	130		396,800
	131		397,300
	132		397,800
	133		398,100
	134		398,400
	135		398,700
	136		399,000
	137		399,300
	138		399,600
	139		399,900
	140		400,200
	141		400,500
	142		400,800
	143		401,100
	144		401,400
	145		401,600
	146		401,900
	147		402,200
	148		402,400
	149		402,600
	150		402,900
	151		403,200
	152		403,400
	153		403,600
	154		403,900
	155		404,200
	156		404,400

	157		404,600	
再任用職員		224,400	270,300	323,600

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700

28	207,100	226,600	351,400	441,800
29	208,800	228,500	353,200	443,000
30	210,500	231,200	355,000	443,800
31	212,200	233,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	358,600	445,500
33	215,400	239,200	360,200	446,400
34	217,100	242,000	361,900	446,900
35	218,800	244,600	363,600	447,400
36	220,500	247,300	365,400	447,900
37	222,000	249,800	367,300	448,400
38	223,700	252,300	368,800	
39	225,400	254,800	370,300	
40	227,100	257,100	371,900	
41	228,700	259,800	373,100	
42	230,400	262,200	374,500	
43	232,000	264,400	375,900	
44	233,600	266,600	377,400	
45	235,300	268,800	378,900	
46	236,800	271,000	380,500	
47	238,200	273,200	382,100	
48	239,600	275,200	383,600	
49	241,000	277,500	385,000	
50	242,400	279,500	386,500	
51	243,900	281,400	388,000	
52	245,100	283,400	389,400	
53	246,200	285,200	390,600	
54	247,600	287,600	391,900	
55	248,800	289,900	393,000	
56	250,000	292,400	394,100	
57	251,200	294,500	395,500	
58	252,400	297,000	396,700	
59	253,500	299,300	397,900	
60	254,700	302,000	399,200	
61	256,100	304,400	400,400	
62	257,300	306,800	401,400	
63	258,500	309,300	402,800	
64	259,400	311,600	404,100	
65	260,400	313,900	405,300	
66	261,800	316,100	406,400	
67	263,200	318,200	407,600	

68	264,700	320,400	408,700
69	266,300	322,600	409,700
70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300
73	271,800	331,000	413,900
74	273,000	333,100	414,700
75	274,300	335,300	415,400
76	275,500	337,500	415,900
77	276,900	339,300	416,200
78	278,000	341,200	416,600
79	279,200	343,100	417,000
80	280,400	344,900	417,400
81	281,600	346,700	417,700
82	282,500	348,500	418,100
83	283,700	350,100	418,500
84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	

	108	301,700	380,100	
	109	301,900	380,900	
	110	302,100	381,900	
	111	302,400	382,900	
	112	302,700	383,900	
	113	302,900	384,500	
	114	303,100	385,400	
	115	303,300	386,300	
	116	303,600	387,200	
	117	303,900	388,000	
	118	304,200	388,700	
	119	304,500	389,500	
	120	304,800	390,300	
	121	304,900	390,900	
	122	305,100	391,700	
	123	305,400	392,400	
	124	305,700	393,100	
	125	305,900	393,700	
	126		394,400	
	127		394,900	
	128		395,500	
	129		396,200	
	130		396,800	
	131		397,300	
	132		397,800	
	133		398,100	
	134		398,400	
	135		398,700	
	136		399,000	
	137		399,300	
	138		399,600	
	139		399,900	
	140		400,200	
	141		400,500	
	142		400,800	
	143		401,100	
	144		401,400	
	145		401,600	
	146		401,900	
	147		402,200	

	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、指導主事に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（別表第1の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第43号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第243号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当

は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第244号

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成28年12月5日提出

大津市長 越 直 美

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 市長及び副市長の平成28年12月分の期末手当について大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）第1条の規定による改正後の大津市長及び副市長の給与に関する条例の規定を適用する場合における第1条の規定の適用については、同条中「100分の15」とあるのは「100分の19.8」と、「100分の5」とあるのは「100分の7.8」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。